



各 位

> 会 社 名 日清医療食品株式会社 代表者名 代表取締役社長 村田清和 $(JASDAQ \cdot \neg - F4315)$ 問合せ先 取締役総務本部長 丹野 譲二 TEL 03-3287-3611

(訂正) 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に 関するお知らせの一部訂正について

当社は、平成22年11月5日(本日)発表した標記開示資料について下記のとお り訂正がありましたのでお知らせします。

記

- I. 訂正箇所(訂正部分に太字二重線を付しております。) 【訂正前】
- (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変 更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点でその 効力を生じるものといたします。

1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配

| | (下線は変更箇所を示します。) |
|--|--|
| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第6条(発行可能株式総数) 当会 <u>者</u> の発行可能株式総数は、28,656万株とする。 | 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、28,656万株 <u>とし、この</u> うち普通株式の発行可能種類株式総数は、[28,655万 9,000株]株とし、第6条の2に定める内容の株式(以 下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総 数は[1,000]株とする。 |
| (新 設) | 第6条の2(A種種類株式) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式 |

を受ける。

第7条(単元株式数)

当会社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、100株<u>とし、A種種</u> 類株式の単元株式数は、1株とする。

第3章 株式

第7条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、100株とする。

第3章 株式

(新 設)

第18条の2 (種類株主総会)

第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会に ついてこれを準用する。

2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規 定による種類株主総会の決議に、第16条第2項の規定 は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の 決議にそれぞれこれを準用する。

【訂正後】

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変 更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点でその 効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、28,656万株とする。

(新 設)

変 更 案 第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、28,656万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、28,655万9,600株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は400株とする。

第6条の2 (A種種類株式)

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。) 又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)と対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)と、A種種類株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

第7条(単元株式数)

当会社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、100株<u>とし、</u> <u>A種種類株式の単元株式数は、1株</u>とする。

| 第7条(単元株式数) | 第 3 章 <u>株主総会</u> |
|---------------------|--------------------------|
| 当会社の単元株式数は、100株とする。 | 第18条の2(種類株主総会) |
| | 第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主 |
| | 総会についてこれを準用する。 |
| | 2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1 |
| 第3章 株主総会 | 項の規定による種類株主総会の決議に、第16条 |
| (新 設) | 第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定 |
| (材) 放力 | による種類株主総会の決議にそれぞれこれを |
| | <u>準用する。</u> |
| | |

Ⅱ. 訂正箇所(訂正部分に太字二重線を付しております。)

【訂正前】

- 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件 (「定款一部変更の件-2」)
- (2) 変更の内容変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 「定款一部変更の件-1」による変更後の定款 | 変 更 案 |
|-----------------------|---|
| (新設) | 第6条の3(全部取得条項) 当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき611,378株の割合をもって交付する。 |

【訂正後】

- 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)
- (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 「定款一部変更の件-1」による変更後の定款 | 変 更 案 |
|-----------------------|---|
| (新 設) | 第6条の3(全部取得条項) 当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき611,378分の1株の割合をもって交付する。 |